

防整技第7397号
28. 4. 1
一部改正 防整技第10136号
28. 5. 24
一部改正 防整技第9939号
29. 6. 27
一部改正 防整技第11542号
30. 7. 12

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部総務部会計課長 殿
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

通信工事積算価格算定要領の運用について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。ただし、防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28. 3. 31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）に適用するものとする。

添 付 書 類：別紙

写 送 付 先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設
計画官、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局提供施設課長、陸上
幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部
防衛部施設課長、防衛監察本部統括監察官

通信工事積算価格算定要領の運用について

1 積算価格算定要領による工事価格と製造会社等による見積価格との比較

直接工事費に占める主要な機器及び製造会社等調整試験費の価格の割合が50%を超える場合は、積算価格算定要領による工事価格と製造会社等から徴収した見積工事価格（施工費含む。）とを比較検討し低価となるものを採用する。ただし、見積の所要工数は官側の算出数量とする。

2 共通仮設費の補正（第3-1-（2））

直接工事費の内容に製造会社等調整試験費を含む場合の共通仮設費率補正係数Eは0.2とし、共通仮設費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点第3位を四捨五入して2位止めとする。

3 現場管理費の補正（第3-2-（2））

- (1) 直接工事費の内容に主要な機器を含む場合の現場管理費率補正係数Dは0.8とする。
- (2) 直接工事費の内容に製造会社等調整試験費を含む場合の現場管理費率補正係数Iは0.2とする。
- (3) 支給材料を含む場合の現場管理費率補正係数Kは0.1とする。
- (4) 寄託品を含む場合の現場管理費率補正係数Mは0.1とする。ただし、寄託品に係る現場管理費（ $L \times M \times f$ ）は1000万円を上限とする。
- (5) 現場管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点第3位を四捨五入して2位止めとする。

4 主要な機器の範囲

主要な機器とは、通信機器（無線装置、搬送端局装置、交換装置、電源装置等通常であれば、寄託されるような機器をいう。）及び操作盤等で1品の価格が200万円以上の場合又はこれらの総計価格が250万円以上の場合をいう。

5 単価及び価格

通信工事積算価格算定要領の第2直接工事費における材料費の積算において物価資料の掲載価格は、積算資料（（一財）経済調査会発行）及び建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。

6 単価及び価格における数値の取扱い

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは以下のとお

りとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

(1) 物価資料に基づく材料価格及び材料単価等

イ 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

ロ イの端数処理を行った結果、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。

ハ 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理を行わない。

ニ イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

(2) 標準歩掛り等（市場単価の補正含む。）に基づく単価

イ 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。

ロ 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。

ハ 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。

(3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

イ 採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

(4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

イ 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。

ロ 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。

ハ 別紙明細書にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位とし一式計上する。

7 「下請経費等」の率

通信工事積算価格算定要領の第4下請経費等の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。